

農林水産省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項名 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支援事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 権限法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他(特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)> | | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | |
|------|------|------------|----------|---|--|---|---|------------|-----|-----------------------------|--|---|---|--|--|------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支援事例 | | 見解 | | 補足資料 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | B | 地方に対する規制緩和 | 06 環境・衛生 | 食品リサイクル法における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている。(外都業者を入れない自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。 | 【現状】 当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源(食品残さ)を受入れ、処理している。 一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬許可の特例が設けられている。 当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)の許可が不要となる特例が適用されている。 食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むものの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許可手続きが必要となっている。 【支障】 食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残さのリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に資するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残さの受入れ相談も年間10件から15件程度あり、それに伴う許認可事務の負担が増加している。 | 特例制度対象外となっている中小企業や小規模な老人ホームを特例対象とすることで、2年に1回必要となる一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許可手続きの負担軽減を図ることができるため、当該事務手続きの負担軽減を要とすることができる。また、それら事業所からの一般廃棄物の搬入が促進されることにより、バイオマス資源の利用が促進され、脱炭素社会の実現に寄与することができる。(現在、39事業者から年間約200トンの食品残さを受入れしている。) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第1条 | 農林水産省、環境省 | 大府市 | | 盛岡市、川崎市、鎌倉市、西尾市、小牧市、岡山県、宇和島市、熊本市 | 〇市内では、食品残差の受け入れを行ってはおらず、市外への搬出を依頼している。市外に搬出する相談を年20件近く受けていることから、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることが必要と考えられる。 〇現在、当市は食品リサイクル施設を有していないため自治体から食品残差を受け入れることはない。また食品残差を市外搬出している事業者については、当市の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、持ち込み先の許可も有しているため、提案事項についての相談は特になし。しかし、数年後に当市内で食品バイオマス発電施設が完成し、試験運転後可能であれば自治体の食品残差の受入れも予定しており、その際提案自治体と同様の課題を抱える可能性がある。 特例措置の拡充については、対象か否かの判断基準の設定をいかに明確化できるかが課題であると考えられる。 | 食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用への最大限の努力が求められます。このため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に對しては、取組が不十分な場合は罰や命令等を行うといった規制措置を講じています。こうした規制措置とあわせて、このような措置の対象となる食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるように運搬の許可に係る食品廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられています。 一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の取組を促すことは適切ではなく、食品関連事業者に含むことは適当ではありません。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際、運搬の許可に係る食品廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難ですが、これらの事業者の食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の取組を促すことが必要と考えられます。 | 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すためには、ありとあらゆる手段を用いた取組を進めることが重要だと考えられます。また、「エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)」では、「食品廃棄物などのバイオマスの利用の導入を進める」とされており、現在検討が進められている次期エネルギー基本計画(案)においても再生可能エネルギー導入量について、さらなる目標が掲げられていると承知しています。 そのため、事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物のうち、福利厚生の一環で行われていると考えられる自社運営の食堂や小規模な老人ホームの食堂から排出される食品廃棄物であっても、「食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の取組を行う」のは社会的責務であり、積極的に再生利用を促すことが必要と考えられます。 については、廃棄物処理法第7条第1項に基づく市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬業として行うことができる特例の範囲を拡大することで、より食品廃棄物の再生利用がさらに進むよう、速やかにご検討をお願いいたします。あわせて、具体的な検討スケジュールについて、ご教示いただきたい。 | | |
| 61 | B | 地方に対する規制緩和 | 02 農業・農地 | 市町村農業振興地域整備計画の農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく(市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求め。 | 農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更を全て認める必要があるため、当該異議申出等と関係ない土地についても、農用地区域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件程度発生している(当県では、異議申出後の審査申立に係る手続を約17日間待ってようやく変更計画を決定できたケースがあった)。 例えば、土地Aについて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するとして農用地区域から除外しようとする場合に、当該土地Aから遠く離れた土地Bの所有者から自身の土地について農用地区域から除外すべきであるとの異議申出があったとき、土地Bが農用地区域から除外されるか否かは、土地Aの同項各号への該当性に影響しない可能性がある。 このような場合、異議申出等を受けた結論が出るまで、土地Aに関する変更手続を停止させる必要性はないと考えられる。 したがって、土地Aのような土地についてその後開発が予定されている場合などは、異議申出等の手続と切り離して農用地利用計画の変更を行うことを可能とすることを求めるべきである。 なお、異議申出等に関する手続は並行して実施し、仮に上記土地Bについて農用地区域から除外する場合には、その後改めて農用地利用計画を変更すれば実質的な支障は生じないと考えられる。 県は農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける立場ではあるが、現在の仕組みは住民の円滑な取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応に遅れることもあった。 | 真に緊急性がある開発案件を有する個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となり、個人、団体については地域の経済活動を推進することが期待できる。 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農林水産省 | 三重県 | 川崎市、長野県、津市、名古屋市、京都市、延岡市、小浜市 | 〇【支障事例】 当市では農業振興地域整備計画の農用地区域について、2月・8月の年2回変更要望を受け付け、必要かつ適当と判断したものについて変更を行っている。 平成30年2月に市外の業者から変更要望の提出があったが、事前の窓口来庁時から変更の法的要件を満たさないため変更しない旨を伝えていた条件であり、再検討の上改めて変更を行わない旨通知し、他の変更要望7件について変更手続を進めた。 その後当該業者が地権者の代理人として、変更されないことを不当として異議申出、審査申立を行い、県の裁決を経て当初計画通りの7件の変更が完了したのは平成31年4月であり、本件と全く無関係の市内他地区7カ所の一般住宅の敷地拡張や商業施設開発が約半年遅れる形となった。 なお、当該業者は当市窓口で「変更しなければ異議申出、審査申立を行う。他市では2年程かかった事例があり、その間変更手続きが止まり市の担当は大変だったよ」との発言があった。 〇当県においても提案案と同様に支障事例が生じている。 同一農業振興地域内(同一市町村内)とはいっても異議申出対象の土地から離れた地域の事業についても、一律に6か月遅れてしまうため、事業者にとって事業着手が遅れるという支障が生じている。 また、異議申出者にとっても自身の異議申出により、異議申出に直接関係のない案件にも支障が出てしまうことは、異議申出をしにくくなっていると考えられる。 | 市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び審査申立に対する都道府県の裁決までに通常要する期間については、各地方公共団体において標準的な期間を定め、迅速な処理に努めていただくこととしている。 なお、一つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案については、相互に影響を及ぼす可能性が否定できないことから、分割して処理を行うことは適当ではないと考える。 | 「相互に影響を及ぼす」のは、例えば、市町村が農業法第13条第2項各号に該当する農用地区域から除外しようとする土地があり、当該土地Aの除外に対する異議申出が同時期に出た場合等の限られた場合と考えられる。その場合、異議申出と関係ない土地の農用地利用計画を先行して変更し、土地Aは異議申出等の手続き終了後に改めて変更すればよいと考えられる。実際、当県で過去3年間に異議申出等があった案件のほとんどは、市の決定や県の裁決内容によって、他の除外案件等に影響を与えないものではなく、その点は地方公共団体が判断することとすればよいのではないかと考える。 また、異議申出及び審査申立については、行政不服審査法の再調査の請求又は審査請求の手続を準用することになっている。農用地利用計画は、一定の地域内の土地利用について一体的に定めるものであるにも関わらず、個別の「処分」に対する不服審査手続を定めた行政不服審査法を準用することで、一部の土地に関する手続の遅滞が計画の変更全体に波及するという弊害が生じている。 制度改正によって、個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となるため、前向きに検討いただきたい。 なお、「行政不服審査法審査請求取扱マニュアル(審査庁・審理員編)」(令和3年5月、総務省行政管理局)では、弁明書や反論書の提出期間について「例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる」とされている。当該期間を適用し、さらに当該提出書類の内容確認や口頭意見陳述等の手続も行った場合には、法定の60日以内の裁決は非常に困難である。 | | | |

農林水産省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 | 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月1日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記 | 対応方針の措置(検討)状況 | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|--|--|---|
| 見解 | 補足資料 | | | | | 措置方法(検討状況) | 実施(予定)時期 | これまでの措置(検討)状況 | 今後の予定 |
| | | 【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、食品関連事業者の対象範囲の検討にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を鑑み、生活環境や公衆衛生保全のための規制の観点と、事務手続きの簡略化という特例の観点の双方が十分配慮されるよう求める。 | | 食品関連事業者の対象範囲について検討していくが、本年中を旨に事業者の食品廃棄物の実態把握を行うこととした。 | ＜令3＞ 5【農林水産省】 (16)食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省) ＜令4＞ 5【農林水産省】 (11)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)の食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1)の改定等を行う。 (関係府省:環境省) | 基本方針の改定等 | 令和5年中 | 食品関連事業者の対象範囲の拡大について、令和4年9月以降、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の下の専門委員会での審議を経て、食品リサイクル法の基本方針の改定等必要な措置を講ずる。 | 食品関連事業者の対象範囲の拡大について、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の下の専門委員会での審議を経て、食品リサイクル法の基本方針の改定等必要な措置を講ずる。 |
| 【津市】 1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案が相互に影響を及ぼすことも考えられるが、提案団体の主張にもあるように、異議申出の対象地における変更手続きと当該地以外の土地における変更手続きを分割することで同時期に提起される修正案が相互に及ぼす影響は排除されることから支障は生じない。 また、農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び当該決定に対する審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間を定め、迅速な処理を行った場合であっても、通常要する期間の短縮には限界があり、異議申出の対象地以外の土地に係る変更手続きを進めることができない。 さらに、除外予定地における農用地等以外の用途に供するための円滑な土地利用や、編入予定地における圃場整備事業や日本型直接支払制度等の農用地区域内農地を事業要件とするような農業振興施策の活用をも妨げることとなる。 このため、異議申出等の手続きに影響の受けにくい土地については、先行して変更できる手続きが可能となるよう、制度を見直していただきたい。 | 【全国知事会】 農業振興地域整備計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 | 農業振興地域整備計画の変更手続きにおいては、異議申出までの過程で変更案について公告縦覧により市町村住民から意見書の提出を受け付けているところであり、変更案が変更されたことを市町村住民に知らせないまま処理を進め、結果として公告縦覧において示した計画案と異なる計画を決定することは不適当である。 | ＜令3＞ 5【農林水産省】 (11)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令4＞ 5【農林水産省】 (8)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | 検討中 | 令和5年中(予定) | 経務省主催「行政不服審査法の改善に向けた検討会」の最終報告を踏まえて改訂された「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の改正について検討。 令和4年10月に本ガイドライン改正案について地方公共団体への意見聴取を実施。 | 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | | |